様式第３号(第６条第関係)

会議結果報告書

令和６年６月７日

１　会議日時	令和６年５月８日
２　場　　所	議員全員協議会室
３　件　　名	せいよ“マルチワーク”推進事業
４　出 席 者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、まちづくり推進課長、政策推進課関係職員
５　会議結果	□　　案のとおり決定する □　一部修正の上、決定する □　継続して検討する □　案を否決する ■　報告を了承する
６　会議内容	事業を進めるにあたり、人口増加は期待されるのか。 →移住者を対象としており、企業の人不足解消と正職員として企業に就業し、定住につながることを考えている。 ・この事業にかかる収支予算の考え方と進め方については。 →まずは企業に対して、事業内容の理解を得られるよう説明し、参画を希望する企業をあたり、特定地域づくり事業協働組合の設立が形となった後、予算計上の流れで事業を進める。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

様式第２号(第４条関係)

重要計画~~付議~~(報告)書

令和６年４月26日

部課名(　　まちづくり推進課　　)

１　件名	せいよ“マルチワーク”推進事業
２　計画の概要	R2.６月に国が創設した「特定地域づくり事業協同組合制度」は、季節ごとの労働需要に応じて複数の仕事に従事するマルチワーカーを派遣する制度である。地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同で立ち上げる組合が職員を通年雇用したうえで、それぞれの地域事業者に派遣する仕組みを創設する。これにより、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することに繋がり、人口流出を抑制し、移住事業を促進することとする。 具体的には、①事業協同組合を立ち上げる。②組合に雇用された者を労働者派遣法に従って事業者（組合出資者）へ派遣する。③事業者は組合へ利用料を支払う。④組合は利用料収入及び交付金を原資として雇用者の給与や社会保険料等を負担し派遣業を運営する。 人口減少対策プロジェクトでの提案以降は、事業の研究を進めた。愛媛県中小企業団体中央会への聞き取り、松野町へのヒアリング、企業へのヒアリング調査、内部協議等。 現在は派遣元責任者、事務所の選定、企業への説明会の開催等について検討段階である。 なお、予算については上記の事項が進み次第、補正での提案を考えている。
３　関係法令等	・地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 ・労働者派遣法
４　関係課	まちづくり推進課、経済振興課、農業水産課等
５　その他	

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

せいよ“マルチワーク”推進事業

政策企画部
まちづくり推進課

事業名	せいよ“マルチワーク”推進事業	新規

分野	仕事	部会名	産業部他
現状・課題	・市内農林漁業や商店等は人手不足が課題であり、人材確保に苦慮している。 ・働き世代の移住者定住に向けて、「職」が確保できる環境が必要である。		
対　象	ＵＩＪターン検討者　など		
実施内容	• 市内農林漁業や商店等の仕事を組み合わせて、年間を通じて様々な事業所で働くことのできる環境（人員派遣）を創出する。（団体の新規創立または、既存団体の機能強化） • 設立団体、西予市移住定住交流センター、行政等が連携して、移住促進事業の推進を図る。		
期待される効果	・市内農林漁業者や商店等の人手確保、スキルアップした職員の起業または事業継承 ・働き世代の流入により、人口増加		
担当課・連携課	政策推進課、産業部関係課、西予市移住定住交流センター		

スケジュール案　予算案

令和６年度	令和７年度	令和８年度
・制度設計（運営方針、職員人選） ・市内状況調査（加入事業所等の見込み調査など）	・補助金申請準備 ・団体許認可手続き（国県、労働局など） ・団体創立総会⇒職員雇用	・事業開始
	団体設立に対して、300万は特別交付税措置の可能性あり	総事業費680万（松野町参照） （うち1/2は派遣料収入、1/4は国費、1/8は交付税措置あり）

備考
【取組事例】
・松野町「森の国まつの事業組合」
　⇒8/16松野町役場で担当者に聞き取りを行う。
・山形県小国町「おぐマル」 など
【財源補助】
・特定地域づくり事業組合制度（総務省）

人口急減地域の課題・背景

移住者

移住

働く場所がない

地域

年間を通じた仕事がない

→担い手不足

→**人口流出の要因、UIJターンの障害**

概要

目的：地域の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境を整備することで、地域づくり人材を確保し、その人材の活躍によって、地域の活性化につなげる

地域人口の急減に直面している地域において，農林水産業，商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うもの

→地域の担い手、移住者の確保

特定地域づくり事業

マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等のこと

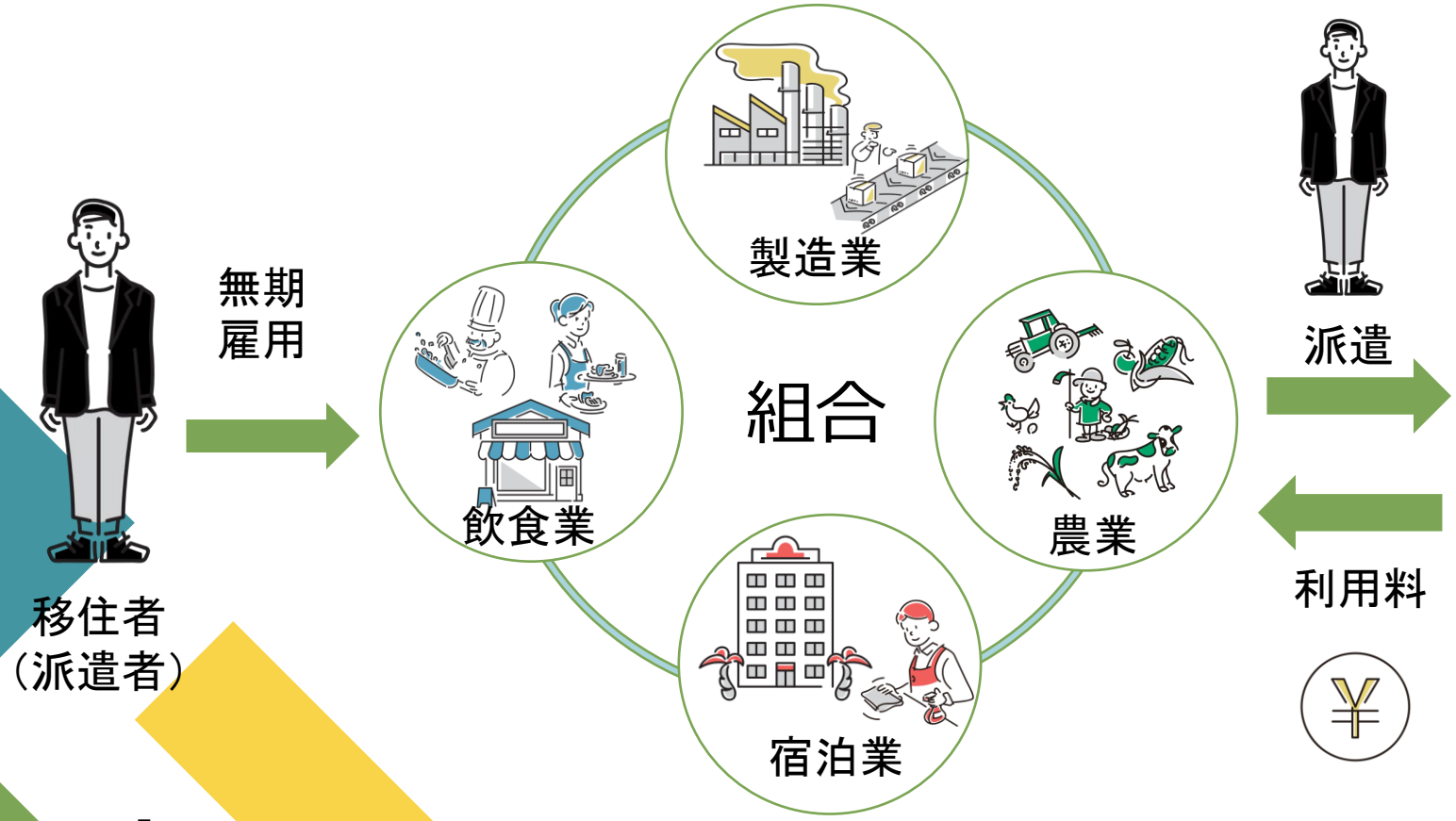

仕事例①
季節型

4月

飲食業

5～10月

製造業

11月～3月

宿泊業

仕事例②
通年型

午前

農業

午後

飲食業

メリット

西予市	組合	各事業所	移住者 （派遣者）
・移住者の確保につながる ・新しい仕事の創出	・地域の担い手確保 ・地域の事業所と連携できる	・繁忙期に人手が確保できる	・安定的な雇用 ・一定の給与水準が確保される ・キャリアアップできる

設立方法

現在！

Step1

事前準備

Step2

事業計画(案)の作成

Step3

関係機関への事前相談

Step4

事業協同組合の
設立許可手続き

Step5

特定地域づくり事業
協同組合の認定手続き

Step6

労働者派遣事業
届け出

⟹ 実際に運営

Step 1　事前準備

①組合員となる事業者の確保（発起人の募集）

②事務局職員や事務局スペースの確保

③市町村による組合設立・運営に係る財政支援

④労働者として想定している人物の確定

①組合員となる事業者の確保

組合＝市で１つだけ設立可能

＜設立の条件＞

①4人以上の発起人（事業所）がいること

②事業所が西予市内にあること

③法人・個人を問わず、自己の名において事業を行っている者
（個人経営の農家等含む）

②事務局職員や事務局スペースの確保

事務局職員

＜**必ず必要**＞

派遣元責任者

・派遣者と派遣先との調整を行う

・派遣元責任者が事務局長となり、すべての業務を担うことが多い

・事務作業が多い

＋

＜必要に応じて＞

事務員

・派遣元責任者が兼任の場合などに、雇用され事務を担う場合がある

・自治体によっては、SNSでの情報発信のみ等をお願いしている事例もあり

※詳しくは次のページ参照

②事務局職員や事務局スペースの確保

１．派遣元責任者

＜条件＞

・基本専任かつ常駐→ただし、兼務も可◎（その場合、職務代行者の選任が必要）

・派遣元責任者講習修了者

・次のいずれかに該当する者

(1)雇用管理の経験を有する者

［人事又は労務の担当者、支店長、工場長などの管理職
労働派遣事業における派遣労働者の担当者また登録者等の労務の担当者］

(2)職業安定行政または労働基準行政を経験した者

(3)民間職業紹介事業の従事者

(4)労働者供給事業の従事者

※いずれも、成人した後３年以上の経験を有する者

②事務局職員や事務局スペースの確保

１．派遣元責任者（仕事内容）

1　派遣労働者であることの明示
2　就業条件などの明示
3　派遣先への通知
4　派遣元管理台帳の作成、記載および保存
5　派遣労働者の対する必要な助言及び指導の実施
6　派遣労働者からの申出を受けた苦情処理
7　派遣先との連絡調整
8　派遣労働者の個人情報に関すること
9　当該派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活設計に関する相談の機会の確保に関すること
10　安全衛生に関すること

②事務局職員や事務局スペースの確保

2. 事務局職員

・自由に勤務体制を決定できる
（例：事務作業に従事
SNS等の情報発信のみ　等）
・副業OK◎
・派遣元責任者と兼任可◎
・派遣元責任者が専任でない場合に
検討予定

3. 事務局スペース

・20㎡以上
・企業の一部を間借りでもOK◎
・野村、城川で検討中

※その他相談できる仕切りがある
書類を保管できる棚があるなど
細かい条件をクリアしていれば
どのような場所でもOK◎

③市町村による組合設立・運営に係る財政支援

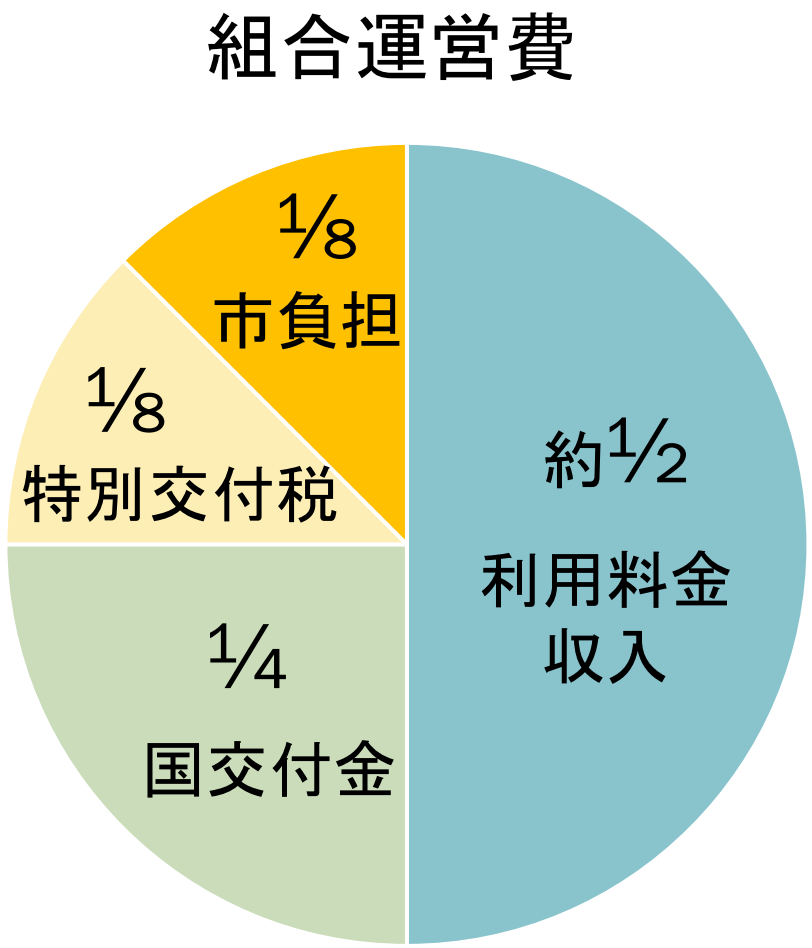

＜組合運営費＞

【組合負担】
利用料収入：派遣職員利用料（組合会員である事業者負担）
【国負担】
国交付金：「特定地域づくり事業推進交付金」
組合運営費の½の範囲内で負担
対象経費①派遣社員人件費（上限400万/年・人）
②事務局運営費（上限600万/年）
【市町村負担】
特別交付税：「特定地域づくり推進事業交付金に係る地方負担」
市負担：「特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する
地方単独事業に係る市町村負担」（上限300万）

特定地域づくり事業協同組合の収支計画

＜収入＞　　単位：千円

	利用料金	5,760	時給1,000円×8ｈ×20日×12月×3人
	消費税	576	利用料金×10%
	組合員からの賦課金	100	20千円×5組合
	合計	6,436	

＜支出＞

派遣職員人件費		8,352	（2,400千円+社会保険料・労働保険事業主負担約16%）×3人
事務局運営費		5,036	
内訳	事務局職員人件費	2,784	（2,400千円×社会保険料・労働保険事業主負担約16%）×1人
	物品費	742	パソコン代１台、プリンター１台、自動車１台リース
	広告・募集経費	500	一式
	研修費	300	50千円×3人
	光熱水費	120	10千円×12月
	消耗品費	50	一式
	通信運搬費	60	5千円×12月
	賃借料	480	40千円×12月
支払消費税		576	
合計		13,964	

収支差		▲7528	

補助金内訳			
国補助金		3,347	派遣職員人件費と事務局運営費の１／４
市補助金		4,181	補助残
	特別交付税措置	2,091	市負担分の1/2

④労働者として想定している人物

移住者がメイン

＜対象者＞

・西予市に移住を考えている人
・地域おこし協力隊の家族
・任期を終えた地域おこし協力隊

スケジュール

R6年　2月 - 5月

・検討、事前準備
・事業所ヒアリング

R6年　5月 – ○○ 月

・派遣元責任者の選任
・企業への声掛け
・事務所の決定

R6年　○○ 月 - ○○ 月

・書類作成　　・予算補正
・設立準備

R7年　4月 -

・設立
・運営開始